

## 注 意 事 項

- (1) 許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の点線より下には、記入しないでください。
- (2) 代理人申請の場合は、委任状を添付してください。
- (3) 申請行為の場所は、仮換地指定前の土地ならば町名地番を、仮換地指定後の土地ならば指定箇所の街区及び画地番号を各々地積と共に表示してください。
- (4) 申請行為の種類は、該当するものに○印をつけてください。
- (5) 申請行為の概要は、物件の設置、たい積については、種類、量等を明記し、建築物その他の工作物の築造については、高さ、建築面積、延べ面積及び構造等を明記してください。  
なお、地域地区については、都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- (6) 申請行為者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有者以外の場合は、土地所有権者の同意の押印をし、その印鑑登録証明書を添付してください。また、申請行為者が土地共有者の一部の場合は、他の土地共有者の同意の押印をしてください。（係争の場合等で印をもらうことのできない場合は、その旨別記して提出してください。）
- (7) 申請書には申請図書として、「付近見取図（都市計画図）」「配置平面図（縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの）」を添付してください。ただし、建築物その他工作物については、更に「構造詳細図（縮尺・間取り等が確認できるもの）」を添付し、土地の形質の変更及び物件の設置、たい積については、「縦横断面図」を添付してください。  
また、仮換地指定後は「仮換地証明書」を、敷地を一部利用する場合はその位置関係がわかる図面を添付してください。
- (8) 申請書1枚につき、申請図書を「正・副」で2部提出してください。申請内容を審査（概ね一週間）し、許可する場合は許可通知書（様式第2号）を申請者に通知します。
- (9) 建築基準法に基づく確認を受ける場合は、施行者が通知する上記の許可通知書を添付し、確認後、建築行為をしてください。
- (10) 許可申請後に、当該申請を取り下げる場合には、取下げ書（様式第4号）を提出してください。
- (11) 許可通知書の交付後に、その建築行為等を取り止める場合には、取止め書（様式第5号）を提出してください。